

**エチルベンゼンの特殊健康診断項目
(エチルベンゼン1%超に適用)**

- ①業務の経歴の調査
- ②作業条件の簡易な調査
- ③エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状の既往歴の有無の検査
- ④眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状の有無の検査
- ⑤尿中のマンデル酸の量の測定

【二次健診項目】

- ①作業条件の調査
- ②医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査

【健康診断実施上の留意点】

- ✓「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、当該物質の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである。このうち、環境中の当該物質の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある。
- ✓エチルベンゼンの特殊健康診断(エチルベンゼン1%超に適用)及び有機則に定める特殊健康診断(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超に適用)とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。
- ✓健康診断項目についての結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ✓健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

**有機則に定める特殊健康診断項目
(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超に適用)**

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害等の既往歴、尿中蛋白、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査(尿中蛋白の検査を除く)、**神経内科学的検査の既往の異常所見の有無**
- ③有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- 【医師が必要と認める場合】**
- ①作業条件の調査
- ②貧血検査
- ③肝機能検査
- ④腎機能検査(尿中蛋白を除く)
- ⑤神経内科学的検査

特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、38条の4、38条の8

○ 作業場に取り扱い上の注意事項等の掲示

下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する

*平成25年1月1日から義務化

掲示事項	A	B
エチルベンゼンについて <ul style="list-style-type: none"> ✓ 名称 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意事項 ✓ 使用すべき保護具 	○	—
有機溶剤について <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 中毒が発生した時の応急措置 ✓ 取扱い上の注意 	○	○
有機溶剤等の区分(色分け等の方法)	○	○

○ 作業の記録の保存

常時作業に従事する労働者について、1月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存

- ✓ 労働者の氏名
- ✓ 従事した作業の概要と従事期間
- ✓ エチルベンゼンにより著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

*平成25年1月1日から義務化

	A	B
作業記録と保存期間	○30年	—

その他の措置

* 平成25年1月1日から義務化

		A	B
1. ぼろ等の処理 (特化則第12条の2)	✓対象物に汚染されたぼろ(ウェス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく	○	—
2. 設備の改造等の作業 (特化則第22条、22条の2)		○	—
3. 立入禁止措置 (特化則第24条)	✓関係者以外の立入禁止とその旨の表示	○	—
4. 休憩室、洗浄設備の設置 (特化則第37条、第38条)		○	—
5. 喫煙、飲食の禁止 (特化則第38条の2)		○	—
6. 容器等 (特化則第25条)	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管	○	—
	空容器を一定の場所で保管	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備	○	○
7. タンク内作業、事故の場合の退避 (特化則第38条の8[有機則26条、27条を準用])		○	○
8. 事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 (特化則第53条)		○	—

有機則準用の適用除外

1～4の主な規制内容について、消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときに有機則準用の適用除外対象になるか否かは下表のとおりです。

規制内容	A	B
1. 発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
2. 作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
3. 作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
4. 特殊健康診断	有機溶剤の健診の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

○屋内作業場等(タンク等の内部以外の場所)
作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

○タンク等の内部
1日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = \frac{1}{15} \times A$
第2種有機溶剤等	$W = \frac{2}{5} \times A$
第3種有機溶剤等	$W = \frac{3}{2} \times A$

W = 有機溶剤等の許容消費量(単位 グラム)
A = 作業場の気積(床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 m³)。ただし、気積が150m³を超える場合は、150m³とする。

- 消費する有機溶剤等の量にはエチルベンゼン等の量が含まれます。
- 作業環境測定、特殊健康診断については、所轄労働基準監督署長の適用除外認定が必要です。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。